



# あれこれ

47

増田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 増田稔久

## 「大丈夫」は危うい言葉

／作業計画を定めよう／

この夏に初めて開催するイ  
ベントに関わりました。任意  
に集うボランティアで実行委  
員会を設け、数百人規模の祭  
りを企画したのです。約10人

の委員の半数は外国人で、言  
葉だけでなく文化の異なる人  
たちとの意思疎通は苦労の連  
続でした。私の担当は、広報  
と安全です。

全てが初めてのことでの、慎  
重に協議を重ねる中、来場者  
にボランティアによる調理で  
ご飯類の軽食を提供しようと  
の計画が検討されました。私  
は、この時季、食中毒のリスク  
があり、素人が調理して行

と思わず私は「大  
丈夫の根拠は何  
か?」「科学的か、  
合理的か、経験則  
か?」と尋ねると、  
根拠はないとのこ  
と。「根拠のない

う活動は危険と反対しました  
が、委員の大勢は「祭りに食  
事のもてなしは欠  
かせない」と実施  
の方向。ある委員  
が「増田さん、心  
配し過ぎ、大丈夫  
だよ」と言うと、  
皆うなずいている  
様子。

(別掲1)

### 送検事例：作業計画なく、フォークリフト作業を行った。

#### 1. 事件の概要（以下、作業計画に関する事項のみを抜粋）

A監督署は、運送業を営む法人と役員Bを、令和5年6月に労働者Cが負傷した労災事故に関し、安衛法違反の疑いで、8月に書類送検した。

本件はBが、商業施設の駐車場で、法令で定める作業計画を定めることなく、自らフォークリフトを運転してトレーラーの荷台からコンテナを降ろす作業において、近隣で作業中のCに接触し負傷させた。

#### 2. 罪名・罰則：安衛法違反

同法20条1号（事業者の講ずべき措置等）

安衛則151条の第3第1項（作業計画）

同法119条1号（罰則）・同法122条（両罰規定）

※「全基連マガジン」（メルマガ配信）を参考

(別掲2)

### 安全基準の基本的な構成パターン Safety 7

#### 「調査・計画・監督・設備・作業・点検・教育」

- (1) 危険源のリスク調査を行う。
- (2) 調査結果を踏まえ、作業計画（作業手順）を定める。
- (3) 作業計画を作業責任者（指揮者）に監督させる。
- (4) 機械・設備・環境は、必要な安全基準を満たす。
- (5) 作業の特殊性に対応した作業方法により行う。
- (6) 設備等は、年次・月例検査、始業時点検を行う。
- (7) 作業者には、資格等（免許、技能講習）を取得させ、ライン管理者・スタッフ等と共に教育（各級・職長・安全管理者等・特別教育・雇入れ教育等）を受講させる。
- (7-2) 作業者等に対しては、5年に1度、再教育を行う。

(別掲3)

### 衛生基準の基本的な構成パターン Healthy 7

#### 「調査・計画・監督・環境・作業・健診・教育」

- (1) 危険源のリスク調査を行う。
- (1-2) 化学物質等の調査（SDSの入手）とRA等を行う。
- (2) 調査結果を踏まえ、作業計画（作業手順）を定める。
- (3) 作業を作業責任者（指揮者）に監督させる。
- (4) 設備・環境は、必要な衛生基準を確保し、点検・検査。
- (5) 作業の特殊性に対応した作業方法の採用と測定。
- (6) 健診・ストレスチェック・面接指導の実施。
- (7) 資格等（免許、技能講習）の取得、併せライン管理者・スタッフ等と共に教育（各級・職長等）を受講。
- (7-2) 作業者等に対しては、5年に1度、再教育を行う。

大丈夫は危うい言葉。無責任なあなたの意見にみんなの心が引つ張られている。安易な発言は危険だ」と同調性バイアス（※）の例を示して説得しました。その後、調理はプロの調理師に依頼し、調理後の保管は保冷車、万一に備えて賠償保険に入りました。そして約500人が集つたイベントは無事に終了しました。

「大丈夫だ」と言わわれたら「その根拠は？」と問い合わせてください。  
※「同調性バイアス」とは大勢の人がいると、とりあえず周りに合わせようとする心

さて「大丈夫」と言えるのは、あらかじめ危険を調べ、対策を講じた上で作業計画を定め、この計画に従つて仕事を行うことです。これで、ひとまず大丈夫と言えるでしょう。もちろん、実際の作業現場では、さまざまな変化に対応する安全措置が二重三重に取られて、大丈夫と言える状況が作られます。

理状態のこと。日本赤十字社のキャンペーン動画「不安が見えなくなるメガネ」が参考になります。お勧めです。

さて「大丈夫」と言えるのは、あらかじめ危険を調べ、対策を講じた上で作業計画を定め、この計画に従つて仕事を行うことです。これで、ひとまず大丈夫と言えるでしょう。もちろん、実際の作業現場では、さまざまな変化に対応する安全措置が二重三重に取られて、大丈夫と言える状況が作られます。

また、法の基本的な構成から、一般的に実施すべき事項を整理したSafety 7（増田オリジナル・別掲2・3）があります。作業計画の重要性が分かりになると思います。

衛法では、本件のほかに、危険有害業務については、作業計画、作業手順を定めることが求められています。

また、法の基本的な構成から、一般的に実施すべき事項を整理したSafety 7（増田オリジナル・別掲2・3）があります。作業計画の重要性がわかりなると思います。